事業所名　：　西条市地域包括センター東予

１．基本方針

西条市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、一人暮らしや高齢者世帯が増加する東予地域において、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアを実現できるように高齢者支援を行います。保険・医療・福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係機関やサービス実施機関と連携、調整を図り地域の方が安心して暮らせるよう支援します。

２．重点目標

（１）包括的支援事業

①総合相談支援事業

住み慣れた地域脳おちて安心して生活が行われるように、地域包括支援センターの３職種が情報を共有し、市やそれぞれの関係機関と連携を図り様々な相談内容に対応します。

・地域住民の方々の不安や支援を必要としている高齢者を見出し、適切な支援に繋げるために、地域脳関係機関とネットワーク作りに努めます。
・来所、電話、訪問等において相談に応じると共に、地域におけるネットワークの活用や地域での集い場を活用し、高齢者の実態把握を行い、相談や早期の支援に応じられるようにします。
・相談しやすい場となるよう、活動についてパンフレットや包括だよりを作成し、地域に向け周知できるようにします。

②権利擁護業務

様々な問題を抱えながら生活を送る高齢者が、住み慣れた地域で安心した尊厳のある暮らしが続けられる為に、専門性のある適切な支援を行います。

・認知症等により判断能力の低下がみられ、適切な支援が利用できない高齢者において、成年後見制度や日常生活自立支援事業を説明し、活用出来るように支援します。
・高齢者虐待については、市と連携を図り、速やかな対応ができるように努めます。
・高齢者をターゲットとした詐欺被害状況を把握し、民生委員や介護サービス事業所へ情報提供をし、悪質な訪問販売等の消費者被害の防止に努めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるように、地域の関係機関と連携を図ると共に多職種相互の協働に努め、介護支援専門員の支援を含め包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。

・関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関と連携を支援します。

・介護支援専門員相互の情報交換を行う機関（年 2 回）を作り、地域における介護支援専門員のネットワーク構築に努めます。

・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域の関係者と連携し具体的な支援方法を検討し、指導や助言を行います。

④在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるために、医療や介護と連携を図り、生活の場において多職種と連携を行うことにより、入退院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取りと連続性を持った支援を行います。

・入退院における支援について、可能な限り入退院を繰り返すことなく継続して在宅生活が送られるように、医療・介護、地域の連携にて安心・安全な生活が送れるように努めます。

・医療・介護、地域の連携を図り心身状況の把握と今後の変化を予測し、重度化の予防や疾病の再発防止に努めながら、その方の状況にあったケア方針を提案します。

⑤生活支援体制整備事業

元気な高齢者の方々が地域で支え合う体制を整備することにより、住み慣れた地域で生活が継続出来るようにします。

・地域課題や資源の情報収集を行い、実態把握を行います。

・生活支援において、高齢者が社会参加や看護予防に繋がるような地域の集いの場作りに努めます。

⑥認知症総合支援事業

認知症の方が、住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるようにするため、認知症初期集中チームの運営や医療機関、介護サービス事業所等の連携を図り、認知症の方とその家族の支援が行えるようにします。

・地域での行事や介護予防教室等を通じ、地域住民への認知症の理解を深められるようにします。

・認知症初期チームと連携し、適切な医療や介護サービス等を受けられるように努め、地域での生活を継続出来るように努めます。

・認知症相談を受け付けている事の周知の為にチラシを作成し、配布

します。

⑦地域ケア会議推進事業

住み慣れた地域で自分らしい生活を続ける為、地域支援事業の取り組みを地域の関係者で共有し、困難事例等の個別のケースの課題解決に役立てます。また、これあら取り組むべき新しい地域課題を見つけ出し、より住みやすい場所を作ります。

・困難事例については、適宜個別ケア会議を実施する事とし、適切な個別ケース課題解決の支援や地域の課題について検討します。

・個別地域ケア会議をもとに、小地域ケア会議を開催します。（年２回）

（２）介護予防・日常生活支援総合事業

①第１号介護予防支援事業

要支援認定者、基本チェックリストにより事業対象者となった方について、対象者の心身の状況、おかれている環境その他の状況に応じて、自ら選択により訪問型サービスや通所型サービスの他、市の高齢者福祉サービスやインフォーマルな地域資源用の活用等が包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを行います。

②一般介護予防事業

相談支援等において地域との関わりを持ち、支援を要する方の情報把握に努め介護予防に努めます。また、地域で運営する百歳体操や高齢者カフェ等の通いの場を充実させ、継続的に実施することで介護予防ができるようにします。

・地域の高齢者に介護予防周知を図り、周知活動を行います。

（３）任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援に取り組みます。

（４）多職種協働による地域のネットワーク構築

安心していつまでも暮らし続けられる場所を築くために、医療・介護やインフォーマルサービス等地域脳様々な資源で連携を図り、地域住民を含め地域で一体となり包括的支援事業が行えるよう、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に努めます。

・多職種が集まり協議する機会として、地域ケア会議等を活用し、顔の見える関係作りを推進します。

（５）指定介護予防支援業務

要支援者になった方が、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が維持できるように、要支援者の意欲を高めるような働きかけのもと、利用者の自立の可能性を最大限引き出せるような支援に努め、生活機能

の維持・向上が図れるように努めます。
・生活機能がいつまでにどのように向上うるか等明確な目標設定のもと、要支援者と介護サービス事業者が情報を共有し、利用者の意欲を引き出しながらサービス利用が行えるようにします。

3. 研修計画

内部外部の研修を行い、それぞれの知識や技術を向上させ、地域包括支援センター職員として専門職がその専門性を発揮できるようします。

研修内容

①地域包括ケアについて
②公正・中立について
③個人情報保護、取り扱いについて
④高齢者虐待について
⑤地域ケア会議について
⑥法定後見制度について
⑦任意後見制度について
⑧事例検討
⑨介護予防・日常生活総合事業について
⑩日常生活自立支援事業について
⑪生活保護について
⑫認知症総合支援事業について
⑬事例検討について
⑭消費者被害の防止について